

埼玉県介護支援専門員協会運営規則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この運営規則は、埼玉県介護支援専門員協会の規約を受け、本会の事業の円滑な運営を図るために必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 会 員

(入 会)

第2条 本会に入会しようとする者は、それぞれ様式第1号(正会員用) 様式第2号(特別会員用) 様式第3号(賛助会員用)の入会申込書に記入し、当年度会費及び入会金を添えて、本会に提出しなければならない。

(会費及び入会金)

第3条 規約第7条に規定する入会金及び会費は次のとおりとする。

| 種 別 | 入会金(円) | 年会費(円) |
|-------|--------|-----------|
| 正 会 員 | 2,000 | 3,000 |
| 特別会員 | 2,000 | 3,000 |
| 賛助会員 | | 1口 10,000 |

(退 会)

第4条 本会を退会しようとする者は、様式第4号により退会届を本会に提出するものとする。

第3章 役 員

(役 員)

第5条 規約第11条の規定により、次の各号の役員を置く。

- 1 会長 1名
- 2 副会長 2名
- 3 理事 30名以内
- 4 監事 2名

(役員を選出)

第6条 役員を選出は、規約第11条第3項の規定により、総会において行う。

第7条 役員を選出は、立候補者又は推薦候補者について行うこととする。

第8条 役員を選出方法は、総会における議決又は投票により行う。

(顧問、相談役)

第9条 本会は、規約第15条の規定により顧問、相談役を置くことができる。

2 顧問、相談役は、総会の議決を経て会長が委嘱する。

3 顧問、相談役は、会長の諮問にこたえ、総会、理事会に出席して意見を述べることができる。
ただし、議決に加わることはできない。

第4章 会 議

(議決及び定足数)

第10条 やむを得ない事由により総会に出席できない会員は、規約第21条の規定に則り、委任状による選挙権及び議決権を行使することにより出席した者とみなす。

(議事録)

第11条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 会員の現在員数及び出席者数
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過及び結果
- (5) 議事録署名人2名の選出

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人が、署名又は記名押印しなければならない。

第12条 理事会の議事については、第10条及び第11条の規定を準用する。

第5章 部及び委員会

(部及び委員会)

第13条 本会は、規約25条の規定により、部及び委員会を置くことができる。

2 部及び委員会の設置に関する事項は、会長の委託を受けて理事会の議決により、別に定めるものとする。

(部)

第14条 部は、総務部・研修部・調査研究部・広報部・事業部の5部とし、それぞれに担当理事を配置する。

(委員会)

第15条 委員会は、必要に応じて設置し、それぞれに担当理事を配置する。

第6章 支 部

(支 部)

第16条 本会は、規約第26条の規定により、支部を置くことができる。

2 支部には支部長を置き、本会との連絡等の要とする。

3 支部の設置に関する事項は、会長の委託を受けて理事会の議決により、別に定めるものとする。

第7章 会計及び財産

(予 算)

第17条 予算は各会計年度の事業計画に基づき、事業の円滑な運営を図ることを目的とし、会計担当理事が立案し、総合調整及び編成は会長が行う。

第18条 本会の事業計画及び予算は、毎会計年度開始前に、理事会の議決を経て、総会の承認を得るものとする。

(事業報告及び決算)

第19条 本会の事業報告及び収支決算は、毎会計年度終了後、理事会の議決を経て、監事の監査を受けてから、総会の承認を得るものとする。

(臨時会費)

第20条 規約第28条中の臨時会費は理事会の発議により、総会の議決を経て別に定めるものとする。

第9章 運営規則の変更

(運営規則の変更)

第21条 この運営規則の変更は、理事会の発議により、総会の承認を得なければならない。

附 則

1 この運営規定は、平成13年5月19日より施行する。